

インクルーシブ教育システム構築に向けた 基礎的環境整備と合理的配慮の課題

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
教育支援部上席総括研究員 藤本裕人
(インクルーシブ教育システム構築関連DB担当)

内容

1. インクルーシブ教育システム構築に関する動向
2. 合理的配慮と基礎的環境整備の関係
3. 特別支援教育の推進・充実とインクルーシブ教育システム構築
4. 特別支援学校と基礎的環境整備・合理的配慮
5. 求められる専門性

1. インクルーシブ教育システム構築に関する動向

昭和23年4月	小学校、中学校、盲学校及び聾学校の義務制実施
昭和54年4月	養護学校の義務制実施
平成13年1月	この間、就学猶予・免除者が激減・だれもが義務教育制度に 「21世紀の特殊教育の在り方について（報告）」 「一人一人の教育的ニーズへの対応」
平成14年4月	学校教育法施行令一部改正（22条3） 認定就学
平成15年3月	「今後の特別支援教育の在り方について（報告）」
平成16年6月	障害者基本法 第14条第3項「交流及び共同学習」
平成17年12月	中教審「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」
平成17年4月	発達障害者支援法 施行
平成19年4月	学校教育法一部改正「特別支援学校」「特別支援学級」
平成19年8月	文部科学省「特別支援教育」インクルーシブな方向への移行は世界の潮流
平成19年9月	障害者の権利に関する条約 署名
平成20～21年	幼小中高特別支援学校学習指導要領等の改訂「交流及び共同学習」
①平成23年8月	障害者基本法改正
②平成24年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中央教育審議会初等中等教育分科会
③平成25年6月	「障害者差別解消法」成立 施行平成28年4月1日
④平成25年9月	学校教育法施行令の一部を改正（就学関連）
⑤平成26年1月	障害者権利条約批准 インクルーシブ教育システムの構築

①-1 障害者基本法の改正について(平成23年8月)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

①-2 障害者基本法の改正について(平成23年8月)

(差別の禁止)新設

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

②ー1 障害者の権利に関する条約(第24条教育)における「合理的配慮」

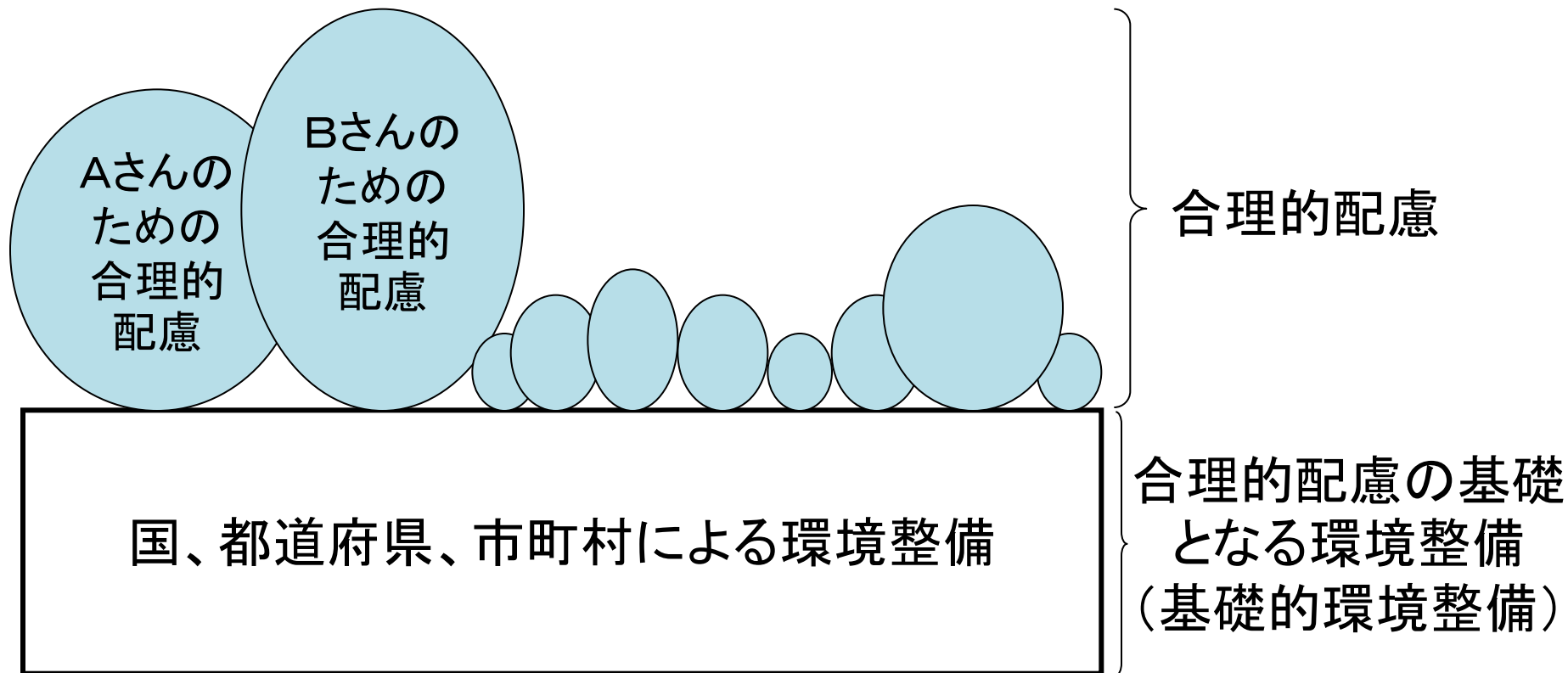
障害者の権利に関する条約の中で、教育については第24条に記載されており、同条約が求めるインクルーシブ教育システム(inclusive education system)について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度(general education system)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accommodation)が提供される等が必要とされている。

②-2 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月

1. 共生社会の形成にむけて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

設置者・学校が実施



* 参考: 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月より

基礎的環境整備と合理的配慮配慮（中教審初中分科会報告より）

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

基礎的環境整備

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

学校における合理的配慮の観点

①教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

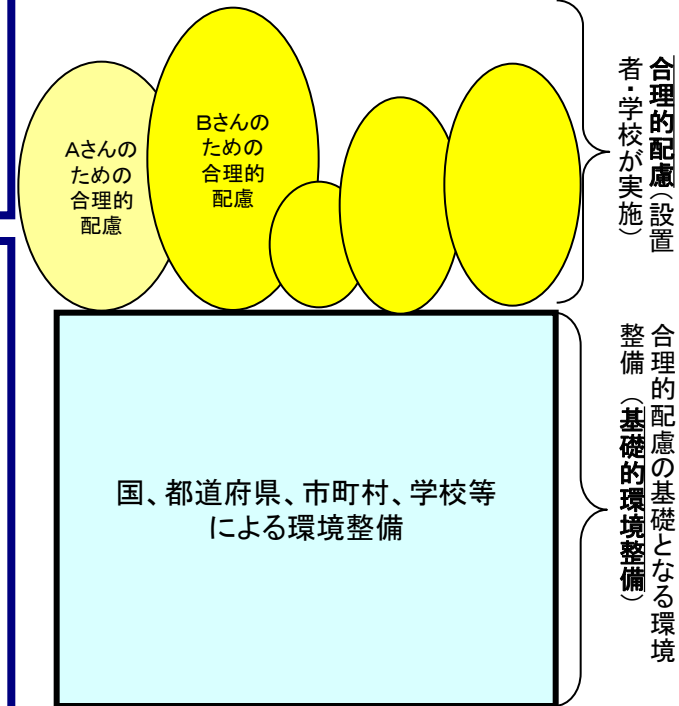
②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する 特別委員会 合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告(ポイント)(平成24年)

1. 「合理的配慮」の定義等について

(1) 「合理的配慮」の定義

○条約の定義に照らし、本ワーキンググループにおける「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とする。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

(2) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

○障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

2. 「合理的配慮」の決定方法等について

○「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要。

○「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの。設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、第三者機関により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要。

○移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要。

3. 基礎的環境整備について(それぞれの現状と課題について整理)

○「合理的配慮」の充実を図るため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、「基礎的環境整備」の充実を図っていくことが必要。「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意することが必要。そのためには、共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要。

(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

(5) 施設・設備の整備

(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

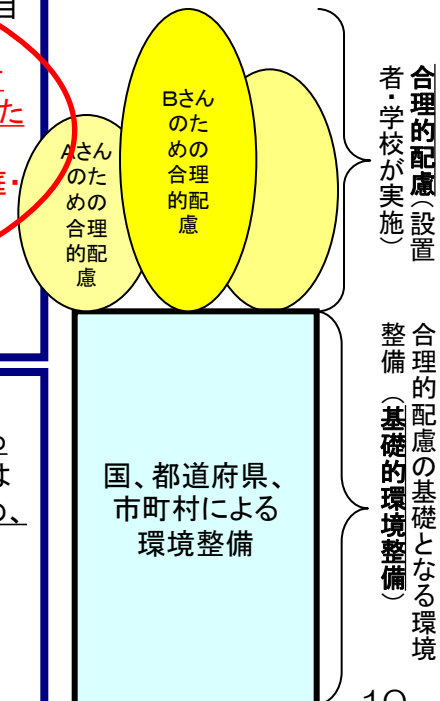
(2) 専門性のある指導体制の確保

(4) 教材の確保

(6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置

(8) 交流及び共同学習の推進

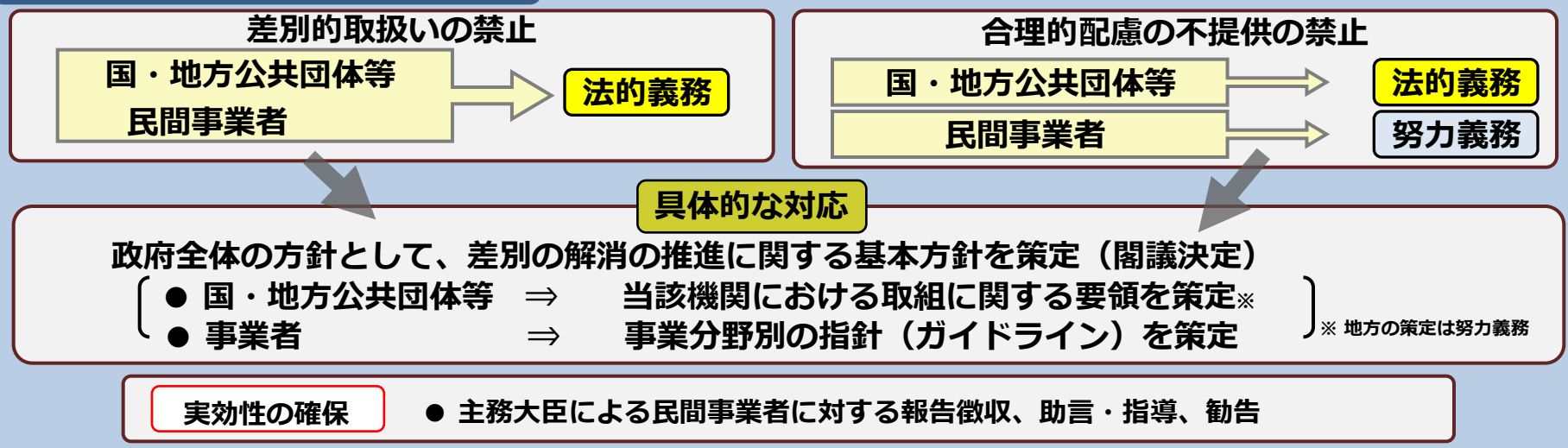
合理的配慮と基礎的環境整備



③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
--	--	---	---

I. 差別を解消するための措置



II. 差別を解消するための支援措置

- 紛争解決・相談** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

(平成25年6月)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

④学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月)の概要

1. 趣旨

中教審初中分科会報告(平成24年7月)において「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。)について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。

(2) 障害の状態等の変化を踏まえた転学

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。

(3) 視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

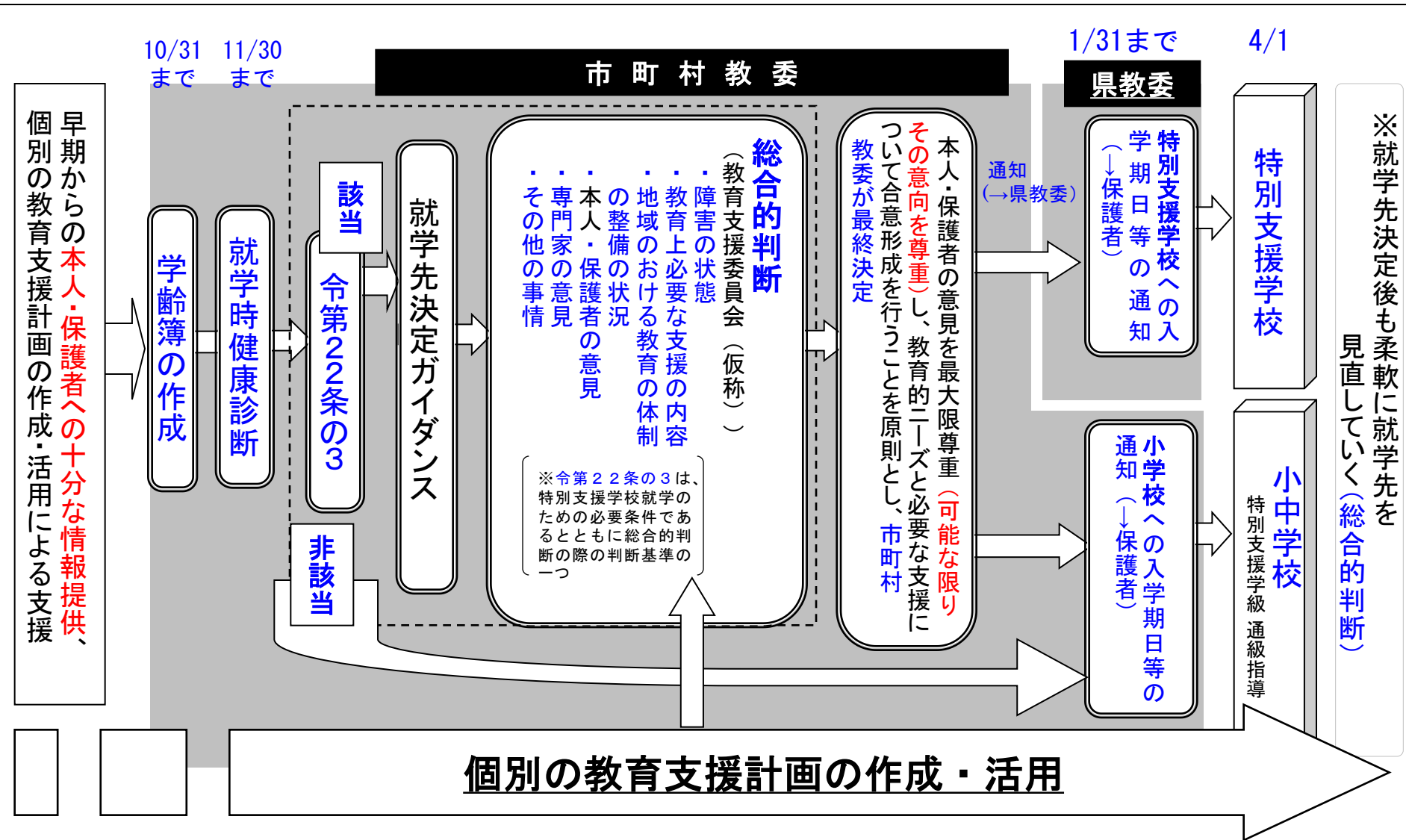
(4) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、現行令は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、これを小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととするよう、規定の整備を行う。

3. 施行日 平成25年9月1日

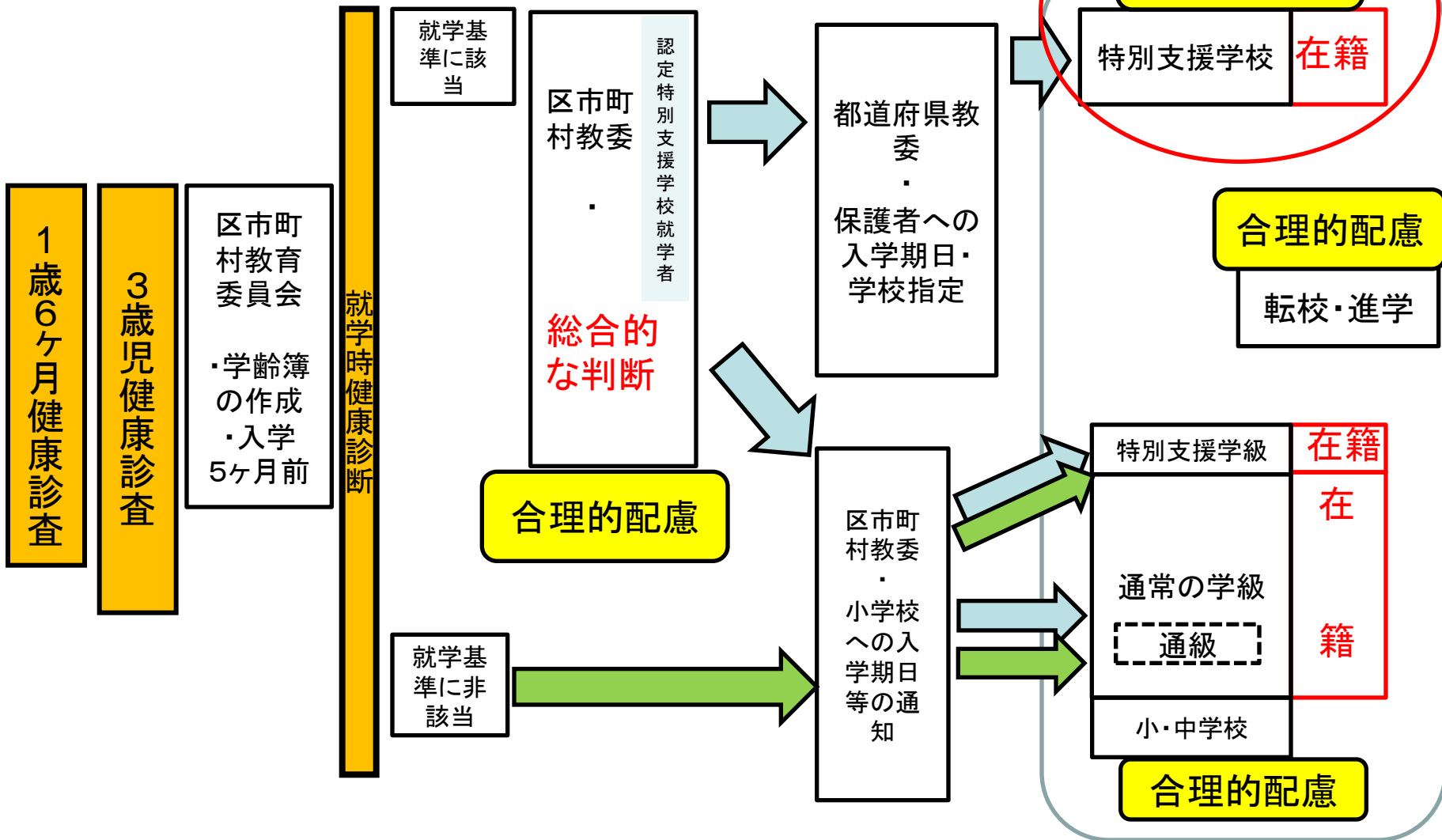
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



就学に関する制度と合理的配慮

視覚、聴覚、知的、肢体、病弱



⑤ 障害者の権利に関する条約の経緯

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した。

日本政府は早期の締結を目指し、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法令の整備等を進め、平成25年12月4日に国会で承認し、平成26年1月20日に批准した。

本条約は平成26年2月19日に我が国において効力を生ずる。

2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

(1) 学校教育における「合理的配慮」とは

合理的配慮

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの」と定義されている。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに、留意する必要がある。

* 参考：中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月より

2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

(2)「基礎的環境整備」とは

基礎的環境整備

障害のある子どもの支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村で、教育環境の整備を行う。

これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

基礎的環境整備の8観点

* 参考：中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月より

参考資料22

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員・支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

Y! 入力して検索 検索 ログイン 本田し...

トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 初等中等教育分科会 > 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 > 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) > 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 参考資料 > 参考資料22:基礎的環境整備について

参考資料22:基礎的環境整備について

基礎的環境整備について
(現状及び国・都道府県・市町村の役割分担)

(1)ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

○1 特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)における在籍者の推移

平成21年	117,035人
平成22年	121,815人
平成23年	126,123人

(7)個に応じた指導や学びの場の設定等による指導

○1 教育課程編成

国	教育課程の基準の設定(学習指導要領等)
市町村	教育課程の管理
学校・校長	教育課程の編成

(8)交流及び共同学習

※国立特別支援教育総合研究所が平成22年度に実施した全国の国公私立特別支援学校(1,045校)に対するアンケート調査(有効回答数849校、回収率81%)

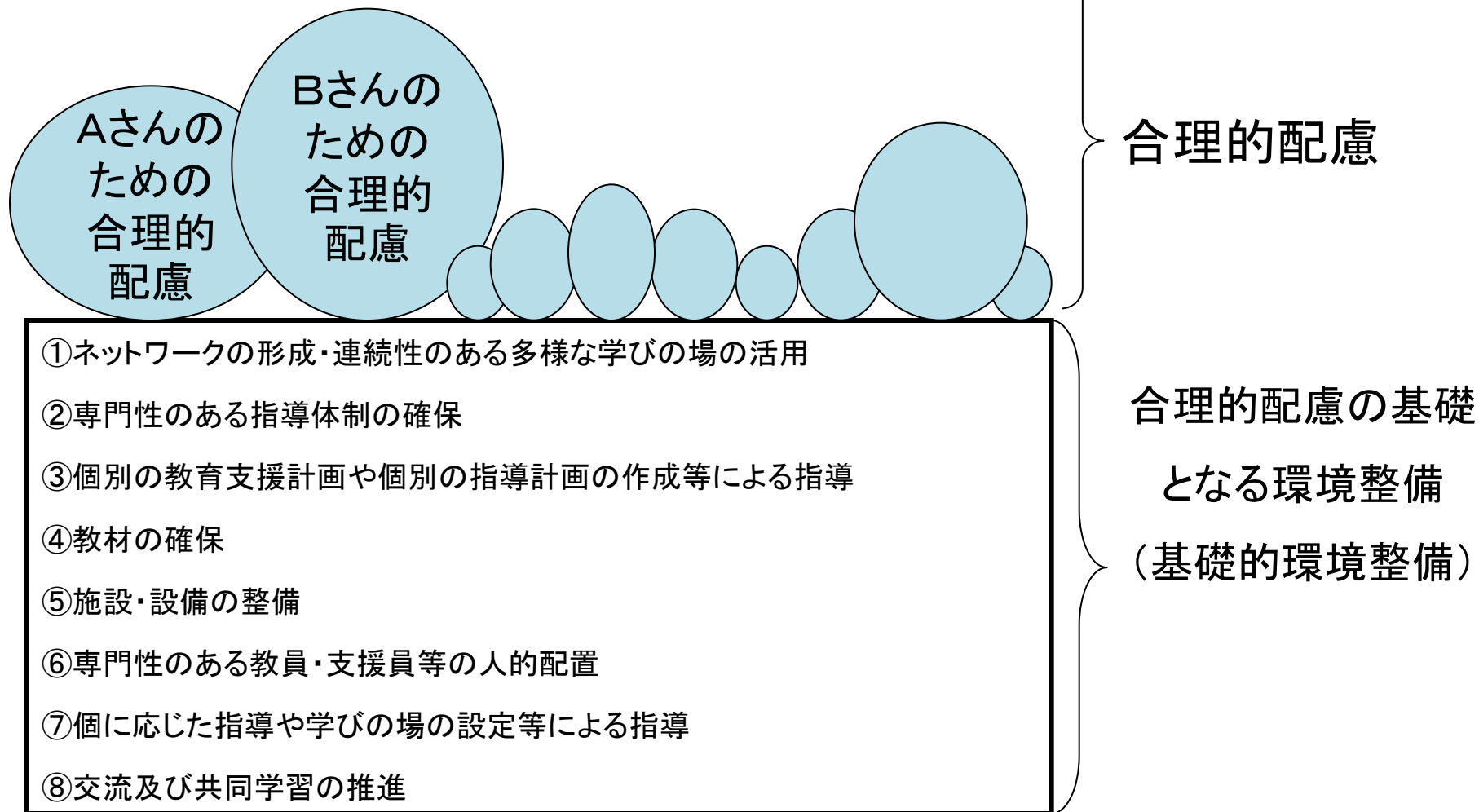
○1 学校間交流を実施している特別支援学校の割合

幼稚部	71.9%
小学部	94.6%
中学部	82.9%

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

設置者・学校が実施

*参考:中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月より



2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

(3) 学校教育における合理的配慮の内容

「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

「合理的配慮」の観点② 支援体制

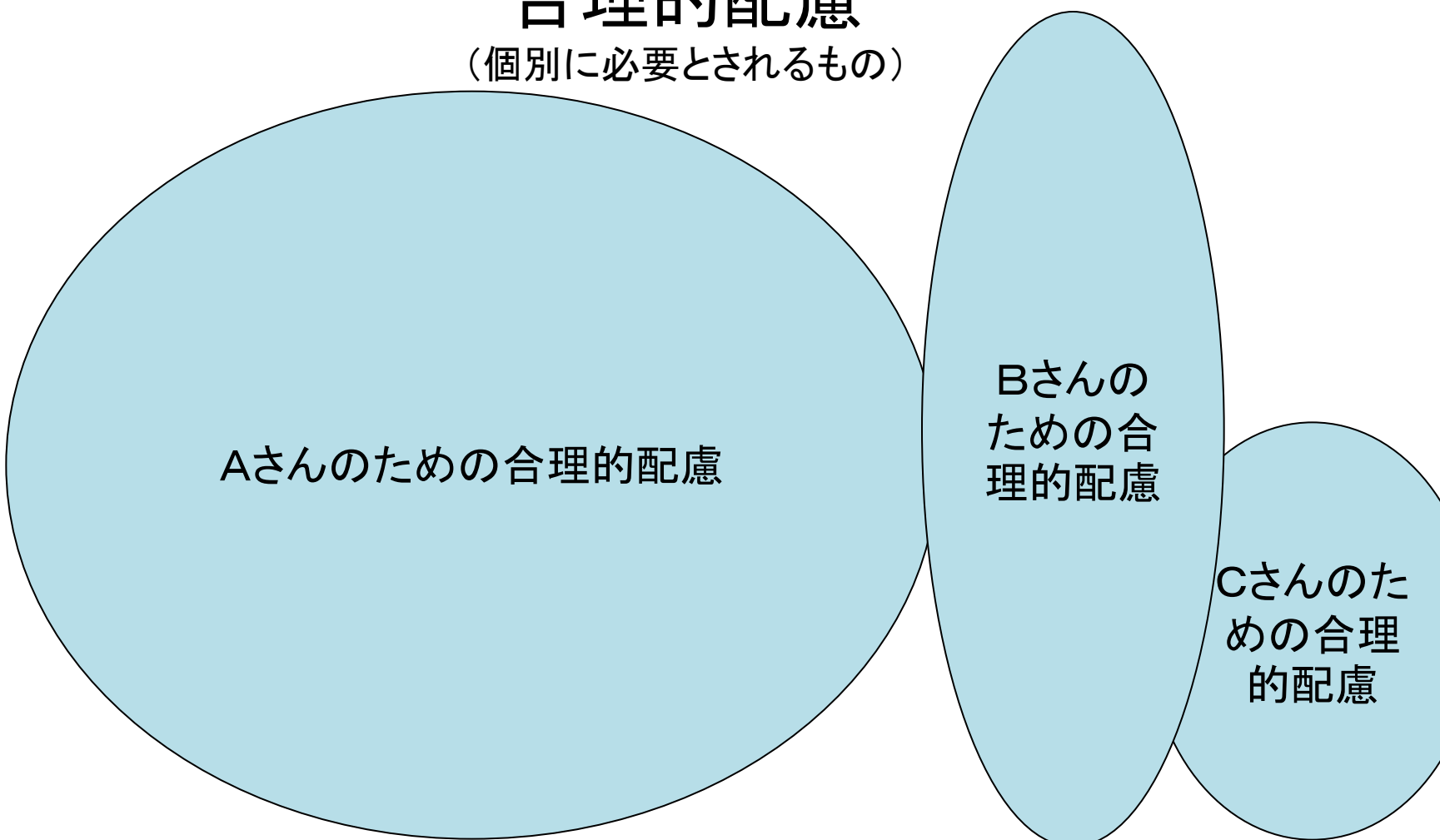
- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

「合理的配慮」の観点③ 施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮

(個別に必要とされるもの)



Aさんのための合理的配慮

Bさんの
ための合
理的配慮

Cさんのた
めの合理
的配慮

障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるように(障害者基本法 第16条 教育)

合理的配慮

(個別に必要とされるもの)

Aさんのための合理的配慮

① 教育内容・方法

教育内容

- ・学習上又は生活上の困難を改善・克服
- ・学習内容の変更・調整

授業

②

支援体制

- ・専門性
- ・理解啓発
- ・災害時

③

施設
設備

- ・バリアフリー
- ・障害特性
- ・災害時

教育方法

- ・情報、コミュニケーション、教材
- ・学習機会、体験の確保
- ・心理面・健康面の配慮

教師

Bさんの
ための合
理的配慮

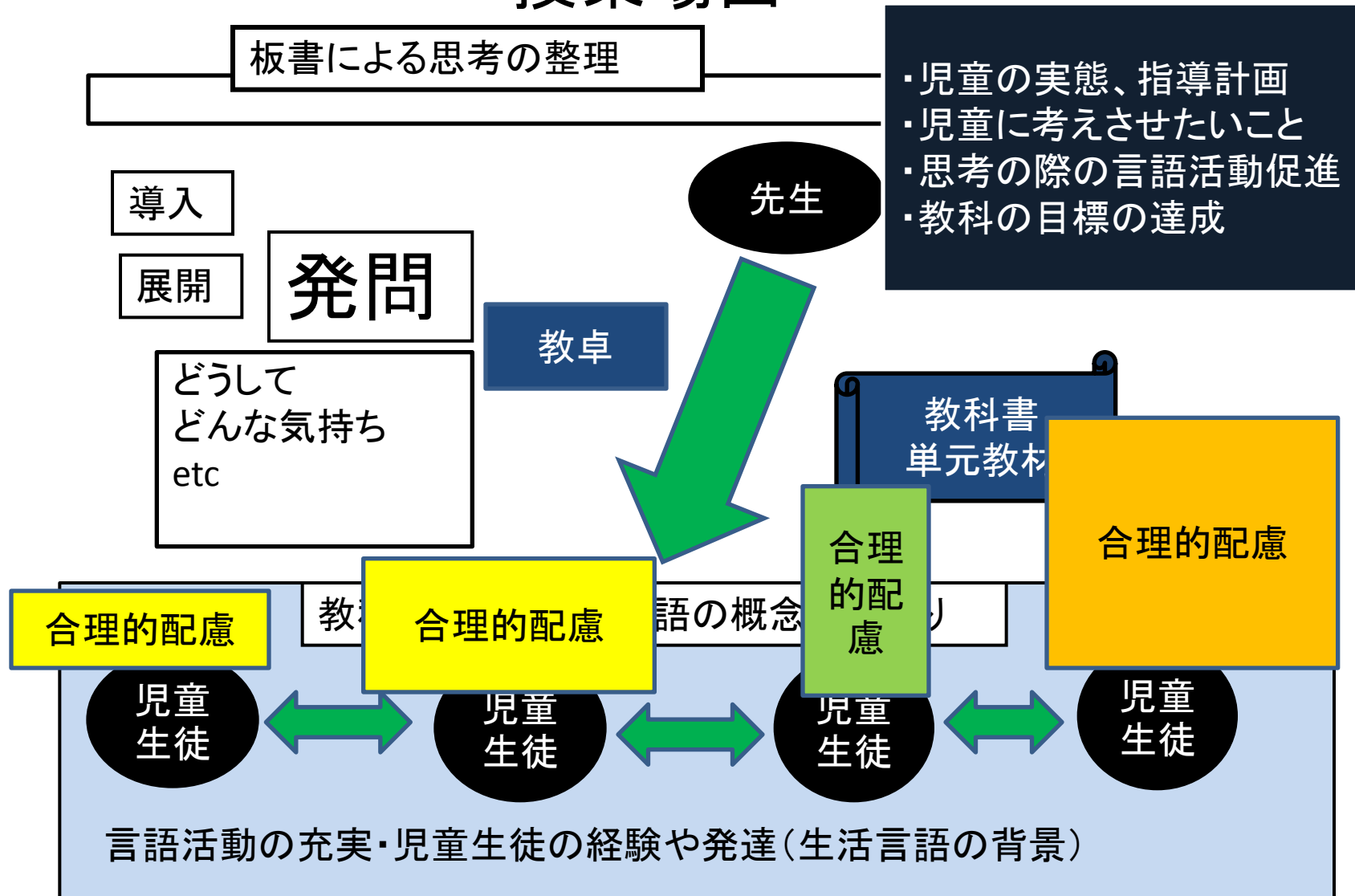
Cさんのた
めの合
理的配慮

基礎的環境整備(Aさん、Bさん、C、D、E……不特定多数の児童生徒を視野)
特別支援学校は、対象としている障害の特性を踏まえた学校環境となっている。

授業での指導(例)

* 専門研究D「障害のある子どもの学習言語に関する基礎的研究ー授業で使用される教科書及び指導者が使用する言語の把握ー」:平成21~22:国立特別支援教育総合研究所:研究代表者 藤本裕人

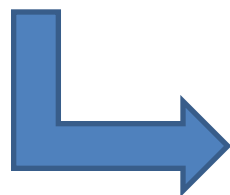
授業場面



従前から行ってきた配慮の考え方と、文部科学省中央審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」について

従前から行ってきた配慮

1. 情報の保障
2. 環境等の配慮
3. 心理面の配慮
4. 教育指導における配慮



個別に必要な合理的配慮

文部科学省中央審議会初等中等教育分科会(報告)

H24年7月23日

「合理的配慮」

3観点11項目

<「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法>

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点(2) 支援体制>

(2)-1 専門性のある指導体制の整備

(2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2)-3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備>

(3)-1 校内環境のバリアフリー化

(3)-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

「基礎的環境整備」

8項目

(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

(2) 専門性のある指導体制の確保

(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

(4) 教材の確保

(5) 施設・設備の整備

(6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置

(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

(8) 交流及び共同学習の推進

不特定多数・制度

新しい概念

3. 特別支援教育の推進・充実とインクルーシブ教育システム構築

(1) 一人一人の教育的ニーズ

..... 個別の指導計画、個別の教育支援計画

(2) 合理的配慮は個別に必要とされるもの

(3) 特別支援教育のセンター的機能

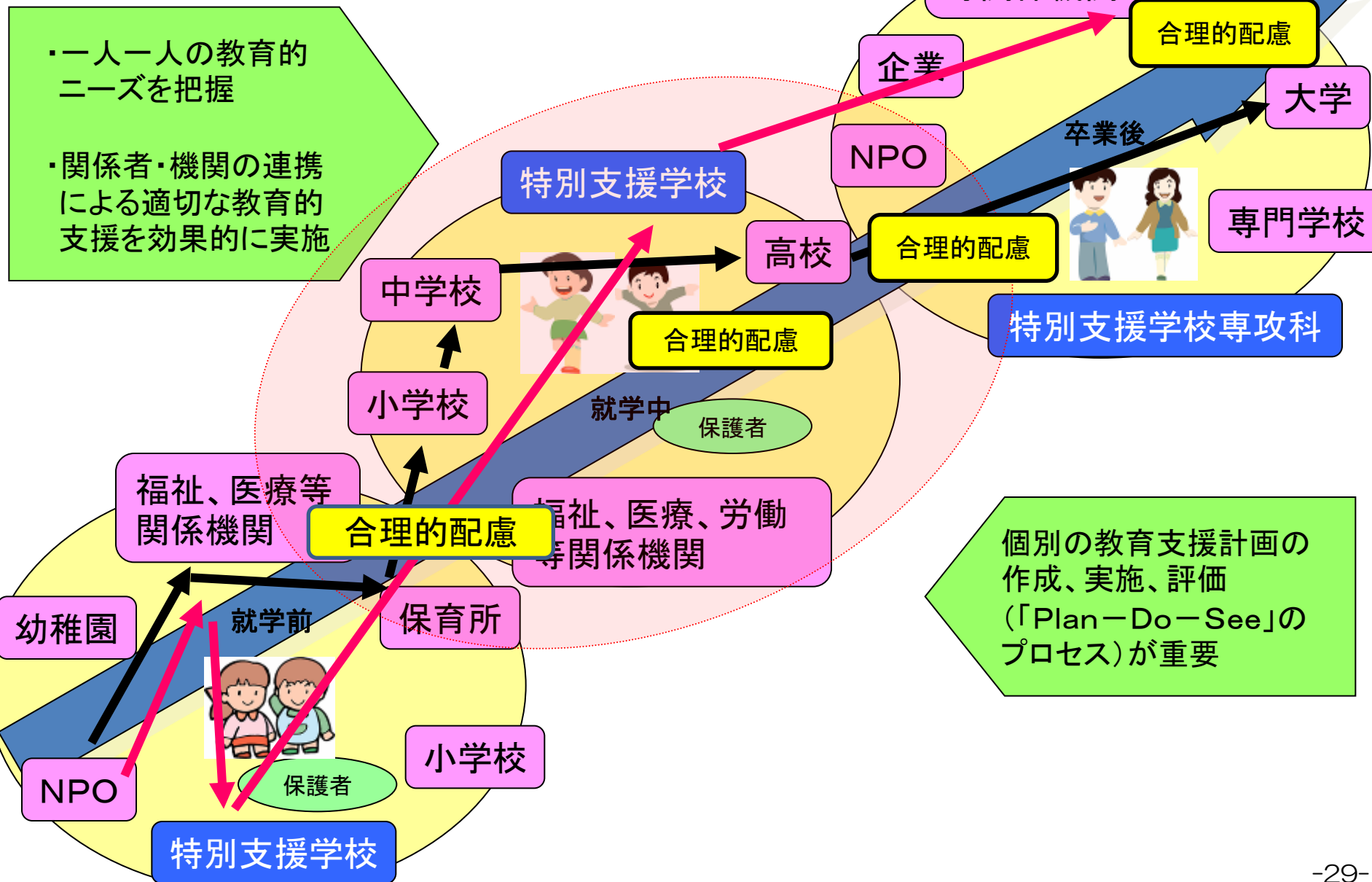
..... 地域の特別支援教育の専門性

(4) インクルーシブ教育システム構築

..... 地域のスクールクラスター

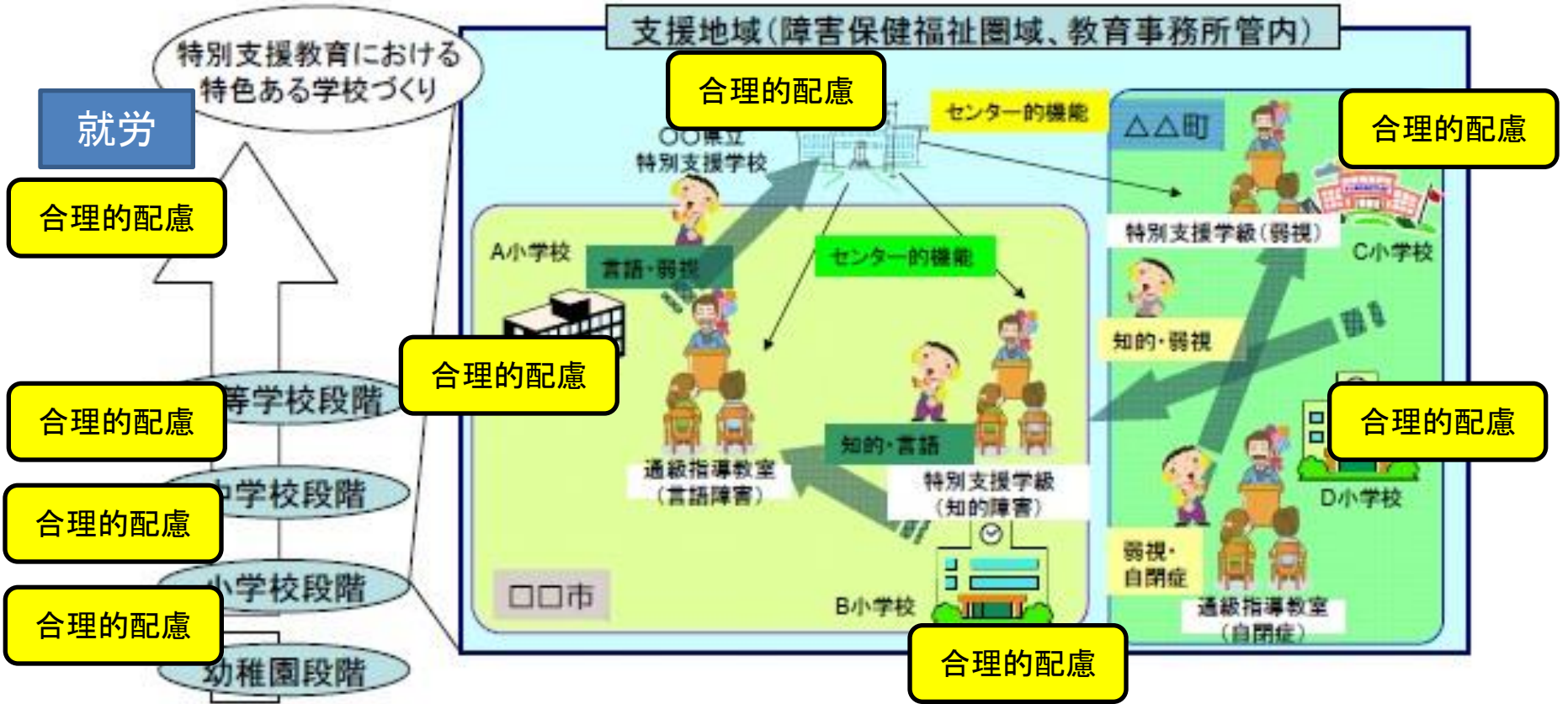
個別の教育支援計画

—障害のある子どもを生涯にわたって支援—



域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)のイメージ

地域内の教育資源(幼、小、中、高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室)それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的である。また、特別支援学校は、都道府県教育委員会に設置義務があり、小・中学校は市町村教育委員会に設置義務があることから、両者の連携の円滑化を図るための仕組みを検討していく必要がある。



* 参考: 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月より

4. 特別支援学校と基礎的環境整備・合理的配慮

(1) 文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業

(2) 共生社会の形成に向けた取組

(3) 合理的配慮を行った結果の評価

(4) 基礎的環境整備の充実と合理的配慮の関係

(5) 基礎的環境整備は、「バリアフリー対策の推進」
「ユニバーサルデザインに配慮」

(6) 教職員の中に合理的配慮を必要とされている方々の存在

5. 求められる専門性

- (1) 合理的配慮の否定は差別になることを、正しく理解すること
- (2) 授業において、新しい概念の合理的配慮を踏まえた授業を行うこと
- (3) 従来からの教育資源を、最大限工夫し活用すること
- (4) 共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること